

第 5 回

富里市農業委員会議事録

令和 3 年 5 月 6 日（木）

富里市保健センター 2 階会議室 1

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第5回）

日 時 令和3年5月6日（木）

場 所 富里市保健センター2階会議室1

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
 - 5 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
 - 6 議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
について
 - 7 議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定
について
 - 8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	伊	井	義	則
3番	塩	澤	英	一	4番	篠	原	美惠子
5番	相	川	克	義	6番	森	田	孝子
7番	田	上	友	子	8番	藤	崎	芳久

欠席（0名）

農地利用最適化推進委員

出席（10名）

池	田	正	巳	出	山	誠	一
本	橋	春	夫	國	本		茂
皆	川	幸	雄	吉	川	孝	男
相	澤	直	哉	野	島	勇	志
田	口	榮	一	吉	田		隆

欠席（2名）

成	毛	勝	篠	原	弘	安
---	---	---	---	---	---	---

◎開 会

議 長 これより令和3年第5回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時30分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

田上友子君、関利之君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、書類審査及び現地調査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、森田委員、私相川です。

概要は議案書のとおりです。

今回の所有権移転事由は、耕作用通路確保のため。申請地の位置は、高野の信号から工業団地に向かって500メートルほど進んだ先の右側に位置します。

申請地の現況は畑道です。隣接農地との境界は、境界杭で確定しています。申請地への進入路は、市道にて確保されています。

売買価格は総額42万円。これを2人で折半します。

権利者譲受人は農業経営者です。農業形態は稲作、畑作。営農状況は田17アール、畑47アールです。労働力は世帯員2人、従農者2人、専業2人。農機具保有状況は一式保有しております。現在所有している農地はすべて耕作しております。

以上のことから効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について、書類審査及び現地調査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、森田委員、私相川です。

概要は議案書のとおりです。

今回の所有権移転事由は、権利者は経営規模の拡大、義務者は経営規模縮小です。

土地の表示は畑2筆、4,958平方メートルです。

申請地の位置は、吉川青年館の西側に隣接。申請地の現況は、きれいにロータリーがかけられていました。隣接農地との境界は確定しています。進入路は市道にて確保されています。

第三者の権利の有無は、借受人なし。仮登記なし。抵当権なし。その他なし。

売買価格は総額150万円です。

権利者の農業形態は畑作。主な作物は小松菜、ねぎ、枝豆です。営農状況は畑801アール。労働力は世帯員3人、従農者3人、雇用11人。農機具は一式保有。営農計画は、小松菜、ねぎを作付けするそうです。

現在所有農地はすべて耕作しております。経営規模を縮小する行為は行っておりません。

住所地から申請地までの距離1キロメートル。車で5分。

耕作の一切を第三者に委託する予定はなし。

以上のことから効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権一部移転1を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権一部移転1について、書類審査及び現地調査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、森田委員、私相川です。

概要は議案書のとおりです。今回の所有権一部移転事由は、耕作用通路確保のためです。

土地の表示は畑1筆、24平方メートルです。申請地の位置は、所有権移転1の隣です。

申請地の現況は畑道です。隣接農地との境界は確定しております。申請地へは市道で確保されております。第三者の権利は、借受人、仮登記、抵当権はすべてなし。売買価格は総額3万5,000円です。

権利者の農業経営状態は農業経営者で、農業形態は水稻、畑作です。営農状況は田53アール、畑156アールです。労働力は世帯員2人、従農者2人、専業2人。農機具保有状況は一式所有しております。営農計画は耕作用通路。現在所有している農地は効率的に耕作をしている。規模を縮小させる行為は行っていない。

住所地から申請地までの距離は500メートル。車で2分。

耕作の一切を第三者に委託する予定はなし。

以上のことから効率的に利用されると認められます。

報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、賃借権設定1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、4賃借権設定1の調査の報告をいたします。申請者への聞き取り調査は行わず、書類審査及び現地調査の実施となります。

担当委員は藤崎会長、相川委員、田上委員、私森田です。

権利者住所、八街市八街ほ947番地1、株式会社グランドエコロジー 代表取締役 伊東貴史さん。

農地所有適格法人の要件については、農地法第2条第3項の要件を確認し、該当しています。

義務者住所、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■さん、■■■■■■■■■■さん。持分2分の1ずつです。

今回の申請理由は、権利者は農業経営規模拡大、義務者は権利者の要望とのことです。

申請地は議案記載のとおりです。畑10筆、面積4,312平方メートルです。

申請地は、大和ニュータウンに入って突き当りを左折した先の左手に位置します。

申請地の現況は、ロータリーがけをしてありました。

隣接農地との境界は確定しています。

申請地への進入路も市道により確保されています。

第三者の権利はありません。

賃貸価格は、年総額76万3,000円です。

最低下限面積以上であり、農地も適正に耕作されています。

農業形態は畑作で、サカキの生産。営農計画はサカキを作付け予定。

経営規模は畑997アール。労働力は構成員2人、雇用4人、年間延べ600日。

農機具保有状況は、トラクター1台、トラック2台、耕運機3台、動噴2つ、キャタピラ運搬車1台保有。

住所地から申請地までの距離10キロメートル。車で30分位。

以上のことから効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関委員

関委員 これは事務局にお伺いしたいのですが、大谷の225番1と古堀の4筆、こちらについては農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件があるのですが、参考資料10ページ、11ページ、12ページ、13ページを見ると、今回の案件だけではなくて営農型全般についてパネルの下しか耕作しませんという申請が多いのですが、そうなるとこの全部効率利用要件に反しているのではないかと思われませんが、どうでしょうか。

議長 事務局。

事務局 はい。この土地利用計画図を見る限りでは、確かにパネルの下部しか作付けしないのではないかというふうに見えますので、事業者には農作業に必要な部分を除く箇所はすべて耕作するよう指導したいと思います。

議長 関委員。

関委員 それではそのようをお願いしたいと思います。

議長 よろしいですか。他に意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、区分地上権設定1から区分地上権設定4まで及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1 一時転用から使用貸借権設定4 一時転用までは関連があるため、一括議題とします。

田上委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1から4について現地調査の報告をいたします。

なお、これらの申請内容はほぼ同内容ですので一括で報告させていただきます。

担当委員は、藤崎会長、相川委員、森田委員と私田上です。

申請概要は議案のとおりです。

申請地の位置や状況などは、先ほど議案第1号賃貸借権設定1において森田委員から説明があったとおりです。

以上4件の申請については問題ないと考えます。

次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用の使用貸借権設定1から4までを報告いたします。

なお、これらの申請内容はほぼ同内容ですので一括で報告させていただきます。

担当委員は、藤崎会長、相川委員、森田委員と私田上です。

申請内容は議案のとおりです。

農地区分は農振農用地です。

一時転用の目的は営農型太陽光発電設備の設置です。

転用理由は、再生可能エネルギー普及拡大に貢献する。営農型太陽光発電を設置して耕作放棄を防ぎ、新たな雇用を創出することです。

資金確保の状況はすべて自己資金です。残高証明書の添付があります。

第三者の権利については、耕作者の同意があります。

工期は令和3年6月1日から同年8月31日です。

工事期間中はフェンスを設置し、外部からの進入を防ぎます。

ガス、粉塵などの発生はありません。

排水は敷地内浸透、日照通風による支障はありません。

転用期間は3年間であり適当。

農地の作付け予定品目はサカキです。

以上のことから本案件は問題ないと思われれます。

報告を終わります。

議長 ただいま説明がありました農地法第3条 区分地上権設定1から区分地上権設定4まで、及び農地法第5条 使用貸借権設定1一時転用から使用貸借権設定4 一時転用までについて、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

議案第1号 農地法第3条 区分地上権設定1から区分地上権設定4までは、議案第2号 農地法第5条 使用貸借権設定1 一時転用から 使用貸借権設定4 一時転用までの許可が条件となることから、議案が前後しますが、農地法第5条 使用貸借権設定1 一時転用から 使用貸借権設定4 一時転用までを先に採決します。

なお、採決は分割して行います。

議案第2号 農地法第5条 使用貸借権設定1 一時転用を採決します。

本案と許可相当と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、使用貸借権設定2 一時転用を採決します。

本案と許可相当と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、使用貸借権設定3 一時転用を採決します。

本案と許可相当と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、使用貸借権設定4 一時転用を採決します。

本案と許可相当と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、議案第1号 農地法第3条 区分地上権設定1を採決します。

本案と許可と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、区分地上権設定2を採決します。

本案と許可と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、区分地上権設定3を採決します。

本案と許可と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、区分地上権設定4を採決します。

本案と許可と決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

なお、議案第2号 農地法第5条 使用貸借権設定1 一時転用から 使用貸借権設定4 一時転用までの千葉県知事による許可と調整して、許可書を交付すること、また、農地法第5条 使用貸借権設定1 一時転用から 使用貸借権設定4 一時転用までが不許可となった場合には、議案第1号 農地法第3条 区分地上権設定1から区分地上権設定4までを不許可へ変更し、不許可書を交付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

◎議案第2号

議長 日程第3、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃借権設定1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、賃借権1について、申請者への聞き取りは行わず、書類審査及び現地調査の結果についてご報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、相川委員、田上委員、私森田です。

権利者住所、東京都千代田区二番町8番地8、株式会社セブン・イレブン・ジャパン。

義務者住所、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん、82才。

申請地番は議案記載のとおりです。

農振除外関係は、令和2年9月11日付け除外です。

申請地の位置は、セブン・イレブン富里七栄北店の裏手に位置します。

農地区分は第2種農地です。千葉県農地転用関係事務指針P29⑤(a) a(イ)に該当します。

申請地の状況は農地で、違反はありません。

転用の用途はコンビニエンスストア及び休憩所、権利設定は賃貸借権設定です。

転用の概要は、新規店舗、鉄骨平屋建て、建築面積199.84平方メートル。土砂埋立てはありません。

転用の事由は、交通量の多い市道に面しており収益が見込める。既存店舗では手狭。将来的には既存店舗を解体して駐車場の拡大も検討する。

土地選定理由は、既存店舗の隣接地であることから。

申請農地以外での利用可能な土地はなし。進入路の確保あり。隣接地との境界杭あり。

資力についてですが、自己資金で銀行の残高証明が添付されており、総額より多いことを確認しました。

過去の転用許可はあり、転用進捗状況は完了しています。第三者の権利はなし。

工期については令和3年6月16日から同年8月26日まで。

他法令の申請状況、都市計画法関連は令和3年4月22日提出済み。

事業区域内に農地以外の土地はなし。転用面積は適当。転用目的も適合しています。

周辺地権者への説明は、隣接に農地がありません。

土砂等流出防止対策は、敷地外周にフェンス等設置する。

土砂の搬入計画はなし。

工事期間中の防災計画は、工事期間中はバリケードを設置して十分に安全対策を施す。工

事車両の進行もガードマン等を配置する。ガス、粉塵等の発生はなし。

排水計画は、雨水の処理は浸透貯留槽。雑排水は下水道接続。流末の確保は側溝。

日照、通風等による支障はないそうです。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議 長 日程第4、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、4月23日付けにて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の15ページに、3年 新規 畑1筆 2,238平方メートル。

次第の16ページに、6年 新規 畑1筆 20,859平方メートル。

次第の17ページに、10年 新規 畑6筆 57,597平方メートル、田2筆 3,137平方メートル。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第4号

議 長 日程第5、議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明します。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、4月23日付けにて、富里市長より農用地利用配分計画(案)についての意見を求められたものです。

内容につきましては、次第の18ページに1件ございます。

計画に記載されている農地情報は公簿上の記録と一致しており、第三者の権利もありませんので、計画に問題はないと思われま

以上です。

議 長 議案第4号について意見を求めます。意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案は意見なしとする旨市長へ答申することに決定しました。

◎議案第5号

議 長 日程第6、議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料をご覧いただきたいと思います。

まずⅠ、農業委員会の状況の農業の概要についてでございますが、耕地面積は、田が215ヘクタール、畑が2,240ヘクタール、計が2,455ヘクタールです。こちらは耕地及び作付面積統計の数字になります。

経営耕地面積は、田が138ヘクタール、畑が1,495ヘクタール、普通畑が1,462ヘクタール、樹園地33ヘクタール、計が1,633ヘクタールで、こちらは2020年農林業センサスの面積となります。

遊休農地面積は、田が38.1ヘクタール、畑が32.0ヘクタールで、普通畑が32.0ヘクタール、計は70.1ヘクタールです。こちらは農地の利用状況調査の数字となっています。

農地台帳面積は、田が266.7ヘクタール、畑が2,314.1ヘクタールで、内訳としましては、普通畑が2,311.2ヘクタール、牧草畑が2.9ヘクタールで、計は2,580.8ヘクタールです。

次に、農家数については、総農家数が846戸、自給的農家数が137戸、販売農家数が704戸で、その内容としましては、主業農家数が401戸、準主業農家数が45戸、副業的農家数が258戸で、すべて農林業センサスからの数字です。

その右の農業者数ですが、農業就業者数が1,491人で、その内女性が662人、40代以下が128人です。

さらに、右側の経営体数については、認定農業者が236人、基本構想水準到達者が65人、認定新規就農者が11人、農業参入法人については21法人です。

次に、農業委員会の現在の体制についてですが、任期満了年月日は、令和5年7月19日となります。

農業委員数については、令和3年3月31日現在、定数、実数とも8名です。認定農業者が5名、女性が3名、中立委員が1名なっております。

農地利用最適化推進委員の定数と実数は12名で、地区数は6です。

次のページをご覧ください。

Ⅱ、担い手の農地の利用集積・集約化の現状及び課題についてですが、現状は、管内の農地面積が2,455ヘクタールで、農政課の調査をもととしたこれまでの集積面積は256.9ヘクタール、集積率は10.5パーセントです。

課題としては、利用集積については、ほぼ定着しており、担い手に見合った集積が必要である。今後、啓発活動を実施し、新規の掘り起こしを行うとしておりました。

2番目の令和2年度の目標及び実績につきましては、集積目標が263.9ヘクタールに対し

集積実績が298.9ヘクタールです。うち新規実績は51.0ヘクタールで、達成状況は113.2パーセントでした。

3番目の目標の達成に向けた活動については、活動計画は、農業委員会の活動内容のPRを含め、担い手に内容の周知を図る。各担い手の農業経営規模、また、目標に沿った利用集積を推進するとしており、活動実績は、市農政部局及び農業委員活動を通じて、利用集積を図ったとしました。

4番目の目標及び活動に対する評価につきましては、目標に対する評価と活動に対する評価ともに適正であるとしてしました。

次のページをご覧ください。

Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の現状及び課題についてですが、新規参入の状況について、新規参入者と取得した農地面積は29年度新規参入者数が1経営体で、農地面積として0.6ヘクタール、30年度新規参入者数が3経営体で、2.5ヘクタール、令和元年度新規参入者数が1経営体で、1.0ヘクタールとなっています。

課題につきましては、経営者の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の育成を市農政部局と連携を図りながら推進する必要があるとしてしました。

2番目の令和2年度の目標及び実績については、参入目標の5経営体に対し、参入実績は1経営体で、達成状況は20パーセントとなりました。

面積については、参入目標面積5ヘクタールに対し、参入実績面積は1.8ヘクタールで、達成状況は36%です。

3番目の目標の達成に向けた活動についての活動計画は、農政担当課と連携し、制度の啓発や担い手の育成確保を図るとしておりました。

活動実績については、新規就農者からの相談を受け、指導を行ったとしました。

4番目の目標及び活動に対する評価については、目標に対する評価を適正であるとしてしました。活動に対する評価は、農業従事者の高齢化が進んでいることから、若い世代の就農者を確保する必要があるとしてしました。

次のページをご覧ください。

Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価の現状及び課題についてですが、現状は、管内の農地面積が2,525.1ヘクタールで、遊休農地面積は70.1ヘクタールです。割合としては2.7パーセントです。

課題としては、農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の所有者等への指導実施が

必要としました。

2番目の令和2年度の目標及び実績については、解消目標が3.0ヘクタールに対し、解消実績は1.5ヘクタールで、達成状況は50.0パーセントです。

3番目の目標の達成に向けた活動について、まず、活動計画ですが、農地の利用状況調査は、調査委員数を20人、調査実施期間を8月から9月、調査結果取りまとめ時期を9月から10月としておりました。調査方法としては、令和2年8月、9月の農業委員会審査会や総会后、農業委員及び農地利用最適化推進委員と農業委員会事務局において、農地の利用状況調査を実施するとしました。農地の利用意向調査実施時期を10月から11月としました。

次に、活動実績ですが、農地の利用状況調査について、調査委員数を23人、調査実施期間を8月から9月、調査結果取りまとめ時期を9月から10月に行ったとしております。

農地の利用意向調査は、調査実施時期を8月から9月、調査結果取りまとめ時期を10月から11月に行っています。

第32条第1項第1号の該当は、調査数4筆、調査面積は2.1ヘクタールとなっております。

4番目の目標及び活動に対する評価の目標に対する評価と活動に対する評価は適正であるとしてしました。

次のページをご覧ください。

V、違反転用の適正な対応の現状と課題についてでございますが、現状は、管内の農地面積が2,455ヘクタールで、違反転用面積は9.4ヘクタールです。課題としては、他法令に関連しているなど、農地法のみでの解決が困難であるとしてしました。

2番目の令和2年度実績については、ございませんでした。

活動計画及び実績並びに評価についてですが、活動計画は通年、広報紙の活用、パンフレットの配布による啓発活動やパトロールを実施する。継続した指導・監視が必要としました。

活動実績は広報紙の活用による啓発やパトロールを実施したとし、活動に対する評価は、適正であるとしてしました。

次のページをご覧ください。

VI、農地法等により、その権限に属された事務に関する点検の農地法第3条に基づく許可事務についてでございますが、1年間の処理件数は33件、うち許可33件、不許可はございませんでした。点検項目で、事実関係の確認の実施状況としては、許可基準に基づいた書類審査を行うとともに、複数の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに申請者に対する聞き取り調査を実施していることから、特に是正措置は必要ないものと考えます。

総会等での審議の実施状況は、関係法令、許可基準に基づき議案ごとに審議していることから、特に是正の必要はないものと考えます。

申請者への審議結果の通知の実施状況は、申請者へ総会等で指摘や許可条件等を説明した件数の33件全てが許可となっておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し、掲示及び縦覧しておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

処理期間の実施状況は、標準処理期間を申請書受理から28日となっておりますが、処理期間平均は14.6日で許可に至っておりますので、円滑であり、特に是正の必要はないものと考えております。

2番目の農地転用に関する事務については、前年、農地転用申請が49件ございました。点検項目で、事実関係の確認の実施状況は、許可基準に基づいた書類審査を行うとともに、複数の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに申請者に対する聞き取り調査を実施していることから、特に是正の必要はないものと考えます。

総会等での審議の実施状況は、関係法令、許可基準に基づき議案ごとに審議していることから、特に是正の必要はないものと考えます。

審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し、掲示及び縦覧に供しておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

処理期間の実施状況としては、許可申請から意見を添付して県に進達するなどの期間が、平均で15.4日となっておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

次のページをご覧ください。

3番目の農地所有適格法人からの報告及び対応の農地所有適格法人からの報告についての報告書については、管内の農地所有適格法人数は20法人、うち報告提出農地所有適格法人数16法人、うち報告の督促を行った農地所有適格法人数7法人、うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数6法人、うち報告を提出しなかった農地所有適格法人は1法人です。提出しなかった理由としては、作成中のためです。

農地所有適格法人の状況でございますが、農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人はございませんでした。

4番目の情報の提供等の点検項目で、貸借情報の調査・提供の実施状況としては、調査対象貸借借件数が、筆数で179筆になります。公表時期は、令和3年1月です。情報の提供

方法としては、ホームページに掲載、農業委員会事務局にて閲覧可能としております。特に是正の必要はないものと考えます。

農地の権利移動等の状況把握の実施状況としては、調査対象の権利移動等が399件です。こちらは、昨年度中に農地法の許可や利用権等で権利移動があった総筆数となります。取りまとめ時期は、令和3年3月です。

情報の提供方法としては、農業委員会事務局に備え付けるとしております。特に是正の必要はないものと考えております。

農地台帳の整備の実施状況としては、整備対象農地面積は2,580.8ヘクタールで、農地台帳上の面積です。データ更新は、農地の利用状況調査結果、相続等の届け出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、随時更新しております。特に是正の必要はないものと考えております。

次のページをご覧ください。

VII、地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容についてですが、農地利用最適化に関する事務及び農地法等によりその権限に属された事務について、適正に処理されているとしております。

VIII、事務の実施状況の公表等の総会等の議事録の公表については、市ホームページに公表しております。

2番目の農地等利用最適化推進施策の改定についての意見の提出については、特にありませんでした。

3番目の活動計画の点検・評価の公表については、全国農業会議所のホームページに公表しております。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についての説明は、以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

関委員。

関 委 員 最後の総会等の議事録の公表について、ホームページで公表していますと。それでその他の方法で公表しているということでは、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検の中で、審査結果等の公表で議事録を作成し掲示及び縦覧と書かれていますので、掲示及び縦覧もありえるのかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 はい。掲示及び縦覧も実施しておりますので、そちらについても該当ありとしてもよいと思います。

議長 関委員。

関委員 では、その他の方法で公表している、この欄に掲示及び縦覧を加えるということで解釈してよろしいのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 そのように修正したいと思います。

議長 関委員よろしいですか。ほかに意見はありませんか。

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

よって本案は修正案のとおり決定されました。

◎議案第6号

議長 日程第7、議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明します。

お手元の資料をご覧ください。

まずⅠ、農業委員会の状況についてですが、先程、説明しました令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と同じ内容ですので、省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課題についてですが、管内の農地面積は2,455ヘクタールで、農政課の調査をもととしたこれまでの集積面積が256.9ヘクタール、集積率は10.5パーセントでした。

課題としては、利用集積についてはほぼ定着しており、担い手に見合った集積が必要である。今後、啓発活動を実施し、新規の掘り起こしを行うとしました。

次に、2 令和3年度の目標及び活動計画については、富里市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針に基づき、新規集積面積の目標を10ヘクタールとし、集積面積を298.9

ヘクタールとしました。

目標設定の考え方は、耕作放棄地やヤミ耕作地の解消を図るとしました。

活動計画としては、農業委員会の活動報告を含め、担い手に内容の周知を図る。また、通年においても農地を貸したいという所有者に対して、各担い手の農業規模に沿った利用集積を推進するとしました。

次に、Ⅲ 新たな農業経営を行う者の参入促進の現状と課題についてですが、新規参入の状況は、平成30年度新規参入者が3経営体、令和元年度新規参入者が1経営体、令和2年度新規参入者が1経営体でした。

課題としては、認定農業者については、未更新等により減少傾向にある。また、経営者の高齢化が進んでいることから、新たな担い手育成を市農政部局と連携を図り推進する必要があるとしました。

2番目の令和3年度の目標及び活動計画については、指針に基づき目標を5経営体としました。活動計画については、農政担当課と連携し、制度の啓発や担い手の育成確保を図るとしました。

次のページをご覧ください。

Ⅳ 遊休農地に関する措置の現状と課題についてですが、現状の管内の農地面積が2,525.1ヘクタールで、遊休農地面積は70.1ヘクタールです。割合は、2.7パーセントとなります。

課題としては、農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の所有者等への指導実施が必要としました。

2の令和3年度の目標及び活動計画については、目標の遊休農地の解消面積を指針に基づき3ヘクタールとしました。目標設定の考え方は、草刈り等で耕作できる農地の解消を早期の目標とするとしました。

次に、活動計画についてですが、農地の利用状況調査は、調査員を20人、調査実施期間を8月から9月とし、調査結果取りまとめ時期は9月から10月を予定しております。

調査方法としては、令和3年の8月と9月の農業委員会審査会や総会后、農業委員と農地利用最適化推進委員及び農業委員会事務局において、農地の利用状況調査を実施するとしました。

農地の利用意向調査は、実施時期を10月から11月として、調査結果取りまとめ時期は11月から12月ごろを予定しております。

次に、Vの違反転用の適正な対応の状況と課題についてですが、管内の農地面積が2,455ヘクタールで、違反転用面積は9.4ヘクタールです。

課題としては、他法令に関連しているなど、農地法のみで解消が困難であるとなりました。

令和3年度の活動計画は、通年、広報紙の活用、パンフレットの配布による啓発活動やパトロールを実施する。継続した指導・監視が必要となりました。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

関委員。

関 委 員 令和3年度の目標及び活動計画で、目標5経営体ということで、令和2年度の参入目標も5経営体だけれども実績としては1経営体なのですが、正直5経営体は難しいのではないのでしょうか。できれば、まあ目標が1経営体というのもおかしいので、3経営体くらいにしておいた方が実績に合うのかなと思います。

議 長 事務局。

事 務 局 確かに5経営体というのが、現実的にはちょっとハードルが高い目標であるというのはそのとおりだと思うのですが、昨年の9月9日の総会で富里市農業委員会農地等の利用最適化に関する指針というものを決定していただきましたけれども、その中で毎年新規参入者5経営体を目標とされています。

関 委 員 わかりました。

議 長 ほかに意見はございますか。

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

よって本案は原案のとおり決定されました。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号

議 長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告します。

次第の21ページに2件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議長 長 ただいまの報告第1号について、質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようなので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 2時32分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員

